





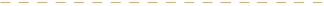









千葉県道路台帳整備実施要領 表現分類コード

NIGMAS		種別	区分	分類	名称	表現分類コード			表示イメージ	適用	備考
LAY	LIN					レイヤ	データ項目	図形区分			
30	1	ライン	作業規程	道路台帳	都府県界	11	01	0		地方自治法に定める行政区画等の境をいう。異なる境界記号が重複する部分の優先順位は分類コードの小さい順とし、関係市町村で確定されていない境界は表示しない。	
30	501	ライン	作業規程	道路台帳	北海道の支庁界	11	02	0		都道府県界(図式分類コード11-01)の適用を参照。	
30	2	ライン	作業規程	道路台帳	郡市・特別区界	11	03	0		都道府県界(図式分類コード11-01)の適用を参照。	
30	3	ライン	作業規程	道路台帳	町村界・指定都市の区界	11	04	0		都道府県界(図式分類コード11-01)の適用を参照。	
30	4	ライン	作業規程	道路台帳	大字界	11	06	0		大字界、町界及び丁目界については、区域が明確なものについて表示する。	
30	502	ライン	作業規程	道路台帳	小字界	11	07	0		小字界については、区域が明確なものについて表示する。	
30	503	ライン	作業規程	道路台帳	所属界	11	10	0		島等で所属を示す必要のある場合で、それぞれの所属が読図できる程度に表示する。	
30	997	シンボル	作業規程	道路台帳	行政区の代表点	11	11	0		行政区の代表点を配置する	
10	5	ライン	作業規程	道路台帳	道路部外郭線	21	01	0		幅員(道路縁から道路縁までの間をいう。)を縮尺化して表示する道路で、地図情報レベル500ではすべての道路、1000では0.5m以上の道路を表示する	道路縁とは、道路法第2条第1項に規定された道路にあっては道路構造令に定める歩道、自転車道、車道、中央帯、路肩、又は植樹帯等で構成される道路の部分で最も外側の線(植樹帯が最も外側にある場合には、当該植樹帯を除いた道路の最も外側の線をいう。)道路法第2条第1項に規定する以外の道路にあってはこれに準ずる線をいう。橋や高架、あるいは袋小路や敷地入り口等で間断される箇所以外は一要素として作成し、橋や高架等とは座標一致で連続し、袋小路や敷地入り口等は間断区分を設定して座標一致で連続させる。
10	500	ライン	千葉県独自	道路台帳	道路部外郭線(県管理以外)	21	01	1		幅員(道路縁から道路縁までの間をいう。)を縮尺化して表示する道路で、地図情報レベル500ではすべての道路、1000では0.5m以上の道路を表示する	
10	607	ライン	作業規程	道路台帳	軽車道	21	02	0		軽車道とは、幅員1.0m以上、2.0m未満の道路をいい、長さが図上1.0cm未満のものは省略することができる。	
10	6	ライン	作業規程	道路台帳	徒歩道	21	03	0		幅員が0.5m未満の道路をいう。土堤上の上ものは表示しない。	

千葉県道路台帳整備実施要領 表現分類コード

NIGMAS		種別	区分	分類	名称	表現分類コード			表示イメージ	適用	備考
LAY	LIN					レイヤ	データ項目	図形区分			
10	97	ライン	千葉県独自	道路台帳	センターライン	21	04	0		路面表示のセンターライン。	センターラインの中心を取得する。
1	7	ライン	千葉県独自	道路台帳	道路中心線	21	04	1		道路台帳の延長を計測するための線	
10	8	ライン	千葉県独自	道路台帳	車道端	21	05	0		車道端部の線、通常が外側線に一致	
10	708	ライン	千葉県独自	道路台帳	外側線(表示)	21	05	1		路面表示の外側線	外側線の中心を取得する。
10	504	ライン	作業規程	道路台帳	庭園路等	21	06	0		公園内の道路、工場敷地内の道路、墓地内の道路、陸上競技場の競争路、飛行場の滑走路等のような特定の地区内における道路で、幅員が地図情報レベル500で0.5m以上、1000では1.0m以上のものを表示する。	橋や高架、あるいは袋小路や敷地入り口等で間断される箇所以外は一要素として作成し、座標一致で連続させる。
10	9	ライン	作業規程	道路台帳	トンネル内の道路	21	07	0		道路の地下部をいい、その経路(道路緑)を表示する。	
10	10	ライン	作業規程	道路台帳	建設中の道路	21	09	0		現在建設中の道路をいい、道路敷の外縁を表示し、路線のおおむね中央又は端末部分に(建設中)の説明注記を添えて表示する。測図完了時までに開通見込みのものは完了時の道路で表示する。	
10	190	シンボル	千葉県独自	道路台帳	建設中(記号)	21	09	1	(建設中)	建設中の表示が必要な場合に配置する。	
10	11	ライン	千葉県独自	道路台帳	舗装区分線	21	10	0		舗装種別の区分線	
120	1	シンボル	千葉県独自	道路台帳	未舗装	21	11	1	G	未舗装記号	
120	2	シンボル	千葉県独自	道路台帳	セメント系	21	11	2	C	コンクリート舗装記号	
120	3	シンボル	千葉県独自	道路台帳	高級アスファルト	21	11	3	A	高級アスファルト記号	
120	4	シンボル	千葉県独自	道路台帳	簡易アスファルト	21	11	4	a	簡易アスファルト記号	
10	12	ライン	千葉県独自	道路台帳	副道路車道端	21	22	0		副道の車道端	








千葉県道路台帳整備実施要領 表現分類コード

NIGMAS		種別	区分	分類	名称	表現分類コード			表示イメージ	適用	備考
LAY	LIN					レイヤ	データ項目	図形区分			
10	712	ライン	千葉県独自	道路台帳	副道路外側線	21	22	1		副道の外郭線	
10	13	ライン	千葉県独自	道路台帳	環境施設帯内の歩道	21	23	0		環境施設帯内の歩道	
10	14	ライン	千葉県独自	道路台帳	環境施設帯内の植樹帯	21	24	0		環境施設帯内の植樹帯	
50	15	ライン	千葉県独自	道路台帳	道路の高架部外郭線	22	01	0		道路の高架部外郭線	
10	92	ライン	千葉県独自	道路台帳	道路立体交差部外郭線	22	02	0		道路立体交差部外郭線	
50	16	ライン	作業規程	道路台帳	永久橋	22	03	0		鉄・コンクリート製の橋をいう。高欄・橋脚部分は真形を表示する。	
50	135	ライン	千葉県独自	道路台帳	橋面のジョイント部	22	03	7		橋面のジョイント部	
50	94	ライン	千葉県独自	道路台帳	橋梁被開部(永久橋)	22	03	8		橋梁被開部(永久橋)	
50	95	ライン	千葉県独自	道路台帳	橋梁補助線(永久橋)	22	03	9		橋梁補助線(永久橋)	
50	17	ライン	作業規程	道路台帳	木橋	22	04	0		木製の橋をいい、ひ開部は自動発生して表示する。	
50	98	ライン	千葉県独自	道路台帳	橋梁被開部(木橋)	22	04	8		橋梁被開部(木橋)	
50	99	ライン	千葉県独自	道路台帳	橋梁補助線(木橋)	22	04	9		橋梁補助線(木橋)	
50	18	ライン	作業規程	道路台帳	徒橋	22	05	0		徒歩橋をいい、ひ開部は自動発生して表示する。	
50	100	ライン	千葉県独自	道路台帳	橋梁被開部(徒橋)	22	05	8		橋梁被開部(徒橋)	






千葉県道路台帳整備実施要領 表現分類コード

NIGMAS		種別	区分	分類	名称	表現分類コード			表示イメージ	適用	備考
LAY	LIN					レイヤ	データ項目	図形区分			
50	505	ライン	作業規程	道路台帳	棧道橋	22	06	0		斜面を通過する道路で、橋桁の一侧が斜面に接し、反対側が橋脚になっている部分をいう。橋脚部分は真形を表示する。	
50	609	ライン	千葉県独自	道路台帳	橋梁被開部(棧道橋)	22	06	8		橋梁被開部(棧道橋)	
50	608	ライン	千葉県独自	道路台帳	橋梁補助線(棧道橋)	22	06	9		橋梁補助線(棧道橋)	
50	5	シンボル	千葉県独自	道路台帳	立体横断施設代表点	22	10	0		立体横断施設代表点	
50	19	ライン	作業規程	道路台帳	横断歩道橋	22	11	0		人、自転車等が道路又は鉄道を横断するために構築された歩道橋をいう。	
50	101	ライン	千葉県独自	道路台帳	階段補助線(横断歩道橋)	22	11	9		階段補助線(横断歩道橋)	
50	20	ライン	作業規程	道路台帳	地下横断歩道	22	12	0		人、自転車等が道路又は鉄道を横断するために構築された地下道をいい、経路の明確なものを表示する。	
10	21	ライン	作業規程	道路台帳	歩道	22	13	0		道路縁で歩道を有する部分は、歩道の幅員が図上0.6mm以上のものを表示し、その端末は現況により閉塞する。	
50	22	ライン	作業規程	道路台帳	石段・階段	22	14	0		図上の長さがおおむね2.0mm以上のものを表示し、幅員が図上0.5mm以下のものは省略することができる。競技場等で屋根のない階段状の観覧席等は、これに準じて表示する。	
50	23	ライン	千葉県独自	道路台帳	階段補助線(石段・階段)	22	14	9		階段補助線(石段・階段)	
50	24	ライン	作業規程	道路台帳	地下道出入口	22	15	0		1.地下街、地下鉄等出入口は外周の正射影を表示し、階段部は、出入口方向から3段表示する。 2.建物の内部にある地下街・地下鉄等出入口は表示しない	
50	102	ライン	千葉県独自	道路台帳	階段補助線(地下道出入口)	22	15	9		階段補助線(地下道出入口)	
50	25	ライン	千葉県独自	道路台帳	横断歩道(白線)	22	16	0		横断歩道の外郭線を取得する。	
50	103	ライン	千葉県独自	道路台帳	立ち入り禁止部分(ゼブラゾーン)	22	17	0		道路内に白線で設けられた立入禁止部分の外郭線を取得する。	













千葉県道路台帳整備実施要領 表現分類コード

NIGMAS		種別	区分	分類	名称	表現分類コード			表示イメージ	適用	備考
LAY	LIN					レイヤ	データ項目	図形区分			
50	104	ライン	千葉県独自	道路台帳	停止線	22	18	0		停止線の中心を取得する。	
50	26	ライン	作業規程	道路台帳	坑口(道路トンネル)	22	19	0		道路の地下部への出入口をいう。建設中のトンネルは出入口が明確な場合に表示する。	
50	449	シンボル	作業規程	道路台帳	道路のトンネル(記号)	22	19	1		極小の場合、記号を配置する。	
120	100	シンボル	千葉県独自	道路台帳	横断歩道有り	22	20	1		路面表示の中心を取得する。	
120	103	シンボル	千葉県独自	道路台帳	最高速度(20km)	22	20	2	20	路面表示の中心を取得する。	
120	104	シンボル	千葉県独自	道路台帳	最高速度(30km)	22	20	3	30	路面表示の中心を取得する。	
120	105	シンボル	千葉県独自	道路台帳	最高速度(40km)	22	20	4	40	路面表示の中心を取得する。	
120	106	シンボル	千葉県独自	道路台帳	最高速度(50km)	22	20	5	50	路面表示の中心を取得する。	
120	107	シンボル	千葉県独自	道路台帳	最高速度(60km)	22	20	6	60	路面表示の中心を取得する。	
120	108	シンボル	千葉県独自	道路台帳	最高速度(70km)	22	20	7	70	路面表示の中心を取得する。	
120	109	シンボル	千葉県独自	道路台帳	最高速度(80km)	22	20	8	80	路面表示の中心を取得する。	
50	6	シンボル	作業規程	道路台帳	バス停	22	21	0		停留所を取得する。	
50	105	ライン	作業規程	道路台帳	安全地帯(交通島)	22	22	0		道路上あるいは駅前広場等に設けられた安全地帯の外郭を取得する。	
50	106	ライン	千葉県独自	道路台帳	速度低減施設	22	23	0		速度軽減施設の外郭を取得する	

千葉県道路台帳整備実施要領 表現分類コード

NIGMAS		種別	区分	分類	名称	表現分類コード			表示イメージ	適用	備考
LAY	LIN					レイヤ	データ項目	図形区分			
50	27	ライン	作業規程	道路台帳	分離帯(白線)	22	26	0		分離帯とは、道路の分離帯、ロータリーの中央島等をいい、正射影を取得する。	
50	28	ライン	千葉県独自	道路台帳	分離帯(植樹施設有り)マウンドアップ	22	26	1		分離帯とは、道路の分離帯、ロータリーの中央島等をいい、正射影を取得する。	
50	29	ライン	千葉県独自	道路台帳	分離帯(植樹施設無し)マウンドアップ	22	26	2		分離帯とは、道路の分離帯、ロータリーの中央島等をいい、正射影を取得する。	
50	31	ライン	千葉県独自	道路台帳	中央帯ダミー(結合線)	22	26	9		中央帯延長を計測するための中心線	
50	30	ライン	作業規程	道路台帳	駒止	22	27	0		道路上に設けられたコンクリート製のブロック。構造の車道側を取得する。	歩車道境界の場合は車道側を取得 道路縁に設置されている場合は道路側を取得
50	32	ライン	作業規程	道路台帳	雪よけ・アーケード・ロックシェイド等	22	28	0		雪崩又は落石等を防ぐために道路上に設置されたものをいう。	
20	33	ライン	作業規程	道路台帳	側溝 U字溝蓋無	22	31	0		規格品、現場打ちの区分はしない。	
20	34	ライン	作業規程	道路台帳	側溝 U字溝蓋有	22	32	0		規格品、現場打ちの区分はしない。	
20	35	ライン	作業規程	道路台帳	側溝 L字溝	22	33	0		規格品、現場打ちの区分はしない。	
20	36	ライン	作業規程	道路台帳	側溝地下部	22	34	0		暗渠、グレーチングを含む側溝の地下部でつながりが明確なもののみ取得する。	
20	37	ライン	作業規程	道路台帳	雨水樹・集水樹	22	35	0		道路縁に設けられた側溝に付随して設置された雨水等の集水樹。	
50	38	ライン	千葉県独自	道路台帳	植樹帯	22	36	0		植樹帯の外周を取得する。	
50	138	ライン	作業規程	道路台帳	並木樹	22	36	1		植樹保護のコンクリート製の柵又は樹。	
50	40	ライン	千葉県独自	道路台帳	植樹帯ダミー(結合線)	22	36	9		植樹延長を計測するための延長、列状、帯状ともに連続している場合は間断しない。(区間単位)	

千葉県道路台帳整備実施要領 表現分類コード

NIGMAS		種別	区分	分類	名称	表現分類コード			表示イメージ	適用	備考
LAY	LIN					レイヤ	データ項目	図形区分			
50	11	シンボル	千葉県独自	道路台帳	並木（低木）	22	37	0		道路の植樹帯および分離帯にあるもので、低木の場合、適切な間隔で配置する。	
50	12	シンボル	作業規程	道路台帳	並木（高木）	22	38	0		道路の植樹帯および分離帯にあるもので、高木の場合で列状、带状ともに真位置に配置する。	
50	333	シンボル	作業規程	道路台帳	植樹	22	39	0		道路外の植樹に適用する。	
60	13	シンボル	作業規程	道路台帳	道路情報板（県管理）	22	41	0		道路法に規定する道路情報板、県管理のもの。	
60	14	シンボル	千葉県独自	道路台帳	道路情報板（県管理外）	22	41	1		道路法に規定する道路情報板、県管理外のもの。	
60	15	シンボル	作業規程	道路台帳	道路標識 案内（県管理）	22	42	0		県管理の道路案内標識。	
60	16	シンボル	千葉県独自	道路台帳	道路標識 案内（県管理外）	22	42	1		県管理外の道路案内標識。	
60	17	シンボル	作業規程	道路台帳	道路標識 警戒（県管理）	22	43	0		県管理の警戒標識。	
60	18	シンボル	千葉県独自	道路台帳	道路標識 警戒（県管理外）	22	43	1		県管理外の警戒標識。	
60	19	シンボル	作業規程	道路台帳	道路標識 規制（県管理）	22	44	0		県管理の規制標識。	
60	20	シンボル	千葉県独自	道路台帳	道路標識 規制（県管理外）	22	44	1		県管理外の規制標識。	
60	101	シンボル	千葉県独自	道路台帳	道路標識 指示（県管理）	22	45	0		県管理の指示標識。	
60	102	シンボル	千葉県独自	道路台帳	道路標識 指示（県管理外）	22	45	1		県管理外の指示標識。	
50	21	シンボル	作業規程	道路台帳	信号灯	22	46	0		専用ポールのある信号灯。	ポールの真位置を取得

千葉県道路台帳整備実施要領 表現分類コード

NIGMAS		種別	区分	分類	名称	表現分類コード			表示イメージ	適用	備考
LAY	LIN					レイヤ	データ項目	図形区分			
50	22	シンボル	作業規程	道路台帳	信号灯(専用ポール無し)	22	47	0		電柱、横断歩道橋等に設置されている、専用ポールを持たない信号灯。	
50	24	シンボル	作業規程	道路台帳	交通量観測所	22	51	0		交通量を常時観測している施設。	
50	952	シンボル	作業規程	道路台帳	スノーポール	22	52	0		積雪時に道路緑を確認できるように設置されているポール。	
50	114	シンボル	作業規程	道路台帳	カーブミラー (県管理)	22	53	0		交差点又は屈曲路等に設置されている確認鏡のうち県管理のもの。	
50	25	シンボル	千葉県独自	道路台帳	カーブミラー (県管理外)	22	53	1		交差点又は屈曲路等に設置されている確認鏡のうち県管理外のもの。	
50	26	シンボル	作業規程	道路台帳	距離標 (km)	22	55	0		起点からのkm単位の追距離を示す標識。	
50	27	シンボル	作業規程	道路台帳	距離標 (m)	22	56	0		起点からの0.1km単位の追距離を示す標識。	
50	577	ライン	作業規程	道路台帳	電話ボックス(真形)	22	61	0		独立した電話ボックスの外郭線を取得。	
50	28	シンボル	作業規程	道路台帳	電話ボックス	22	61	0		独立した電話ボックス。	
50	29	シンボル	作業規程	道路台帳	郵便ポスト	22	62	0		独立した郵便ポスト。	
50	30	シンボル	作業規程	道路台帳	火災報知器	22	63	0		独立した火災報知器。	
50	222	シンボル	千葉県独自	道路台帳	車止め	22	65	0		歩道等に設置されている車両を制限するためのポール	
50	31	シンボル	千葉県独自	道路台帳	電話ボックス	22	69	0		独立した電話ボックス。	
140	39	ライン	作業規程	道路台帳	普通鉄道 (地下鉄地上部を含む)	23	01	0		鉄道事業法又は軌道法に基づいて運行されている鉄道で、特殊軌道及び索道を除いたものを表示する。工場等における引き込み線、駅構内又は操車場における側線は、本線と同じ記号で表示する。	

千葉県道路台帳整備実施要領 表現分類コード

NIGMAS		種別	区分	分類	名称	表現分類コード			表示イメージ	適用	備考
LAY	LIN					レイヤ	データ項目	図形区分			
140	507	ライン	作業規程	道路台帳	路面電車	23	03	0		路面鉄道とは、道路上に線路を敷設した鉄道で、主として路面上から直接乗り降りできる車両が運行される鉄道。	
140	41	ライン	作業規程	道路台帳	モノレール	23	04	0		車両が一本の軌道桁に跨座し、又は懸垂して走行するもの。	
140	42	ライン	作業規程	道路台帳	特殊軌道	23	05	0		鋼索鉄道、普通鉄道と接続しない工場等特定の地区内の軌道及び採鉱(石)地と工場等を結ぶ専用軌道。	
140	43	ライン	作業規程	道路台帳	索道	23	06	0		空中ケーブル、スキーリフト、ベルトコンベヤー及びこれらに類するもの。	
140	44	ライン	作業規程	道路台帳	トンネル内の鉄道	23	07	0		普通鉄道の地下部分。	
140	45	ライン	作業規程	道路台帳	鉄道地下部(地下鉄含む)	23	08	0		地下鉄の地下部分。	
140	46	ライン	作業規程	道路台帳	建設中の鉄道	23	09	0		路盤を建設中でその経路が確実なもの。	
140	96	ライン	千葉県独自	道路台帳	踏切	23	10	0		踏切の外周を取得。	
140	509	ライン	作業規程	道路台帳	トンネル内の鉄道(路面電車)	23	13	0		路面鉄道の地下部分。	
140	510	ライン	作業規程	道路台帳	トンネル内の鉄道(モノレール)	23	14	0		モノレールの地下部分。	
140	511	ライン	作業規程	道路台帳	トンネル内の鉄道(特殊鉄道)	23	15	0		特殊鉄道の地下部分。	
140	47	ライン	作業規程	道路台帳	鉄道高架部	24	01	0		地上に脚等を設置して鉄道部をかさ上げた部分。	
140	48	ライン	作業規程	道路台帳	跨線橋	24	11	0		駅構内の鉄道を横断するために構築された橋をいい、跨線橋の正射影を取得。	
140	49	ライン	作業規程	道路台帳	地下通路	24	12	0		乗降客が鉄道を横断するために構築された地下道を取得。	

千葉県道路台帳整備実施要領 表現分類コード

NIGMAS		種別	区分	分類	名称	表現分類コード			表示イメージ	適用	備考
LAY	LIN					レイヤ	データ項目	図形区分			
140	50	ライン	作業規程	道路台帳	坑口(鉄道トンネル)	24	19	0		普通鉄道及び特殊軌道のトンネルの出入口をいう。建設中のトンネルは出入口が明確な場合に取得。	
140	991	シンボル	作業規程	道路台帳	坑口(鉄道のトンネルの記号)	24	19	1		普通鉄道及び特殊軌道のトンネルの出入口をいう。建設中のトンネルは出入口が明確な場合に取得。	
140	32	シンボル	作業規程	道路台帳	停留所	24	21	0		停留所とは、路面鉄道の駅をいう。	
140	51	ライン	千葉県独自	道路台帳	安全地帯	24	22	0		鉄道施設の安全地帯。	
140	52	ライン	作業規程	道路台帳	プラットホーム	24	24	0		駅構内で乗降用に足場を高くした構造物。	
140	53	ライン	作業規程	道路台帳	プラットホーム上屋	24	25	0		プラットホーム上に建造された雨よけ等の屋根。	
140	54	ライン	作業規程	道路台帳	モノレール橋脚及び道路の橋脚	24	26	0		モノレールの橋脚および高速道路等の橋脚。	
140	512	ライン	作業規程	道路台帳	鉄道の雪覆い等	24	28	0		雪崩又は落石等を防ぐために鉄道上に設置されたもの。	
80	56	ライン	千葉県独自	道路台帳	建物未分類	30	00	0		建物未分類	
80	713	ライン	作業規程	道路台帳	普通建物	30	01	0		3階未満の建物及び3階以上の木造等で建築された建物	
80	513	ライン	作業規程	道路台帳	堅ろう建物	30	02	0		鉄筋コンクリート等で建築された建物で、地上3階以上又は3階相当以上の高さのものやスタンドを備えた競技場をいう。	
80	514	ライン	作業規程	道路台帳	普通無壁舎	30	03	0		側壁のない建物、温室及び工場内の建物類似の建築物で、3階未満のものをいう。温室は、強固な鋼材等を使用した永続性のある堅固な構造のものを表示する	
80	515	ライン	作業規程	道路台帳	堅ろう無壁舎	30	04	0		鉄筋コンクリート等で建築された側壁のない建物及び建物類似の建築物で、地上3階以上又は3階相当以上の高さのものをいう。	
80	516	ライン	作業規程	道路台帳	門	34	01	0		石、コンクリート、れんが等でできた堅ろうな門柱を有するもので、特に構造の大きなものをいう。冠木門を含む。	

千葉県道路台帳整備実施要領 表現分類コード

NIGMAS		種別	区分	分類	名称	表現分類コード			表示イメージ	適用	備考
LAY	LIN					レイヤ	データ項目	図形区分			
80	581	シンボル	作業規程	道路台帳	門（極小）	34	01	1		石、コンクリート、れんが等でできた堅ろうな門柱を有するもので、特に構造の大きなものをいう。冠木門を含む。	
80	517	ライン	作業規程	道路台帳	屋門	34	02	0		建物の一部が道路に供されているもの。	
80	622	ライン	作業規程	道路台帳	たたき	34	03	1		ガソリンスタンド等、広範囲をコンクリート等で覆われたものの外周線。	
80	518	ライン	千葉県独自	道路台帳	たたき(点線)	34	03	2		内部りん形点	
80	623	ライン	作業規程	道路台帳	プール	34	04	0		人工の遊泳施設をいう。ただし、屋内のものは除く。	
80	303	シンボル	作業規程	道路台帳	官公署	35	03	0		外国公館及び大規模な官公署については、注記で表示するのを原則とする。ただし、市街地等において重要な地物を抹消するおそれがある場合又は小規模な官公署で特に記号がないものは、官公署の記号で表示する。	
80	304	シンボル	作業規程	道路台帳	裁判所	35	04	0		裁判所(同支部を含む)は注記で表示するのを原則とする。ただし、市街地等において重要な地物を抹消するおそれがある場合は記号で表示する。	
80	305	シンボル	作業規程	道路台帳	検察庁	35	05	0		検察庁(同支部を含む)は注記で表示するのを原則とする。ただし、市街地等において重要な地物を抹消するおそれがある場合は記号で表示する。	
80	307	シンボル	作業規程	道路台帳	税務署	35	07	0		税務署(国税局を含む)は注記で表示するのを原則とする。ただし、市街地等において重要な地物を抹消するおそれがある場合は記号で表示する。	
80	308	シンボル	作業規程	道路台帳	税関	35	08	0		税関。	
80	309	シンボル	作業規程	道路台帳	郵便局	35	09	0		郵便局は、普通郵便局及び特定郵便局については注記で表示するのを原則とする。ただし、建物の一部にあるもの及び簡易郵便局は記号で表示する。	
80	310	シンボル	作業規程	道路台帳	営林署	35	10	0		森林管理署(森林管理局、森林事務所を含む)は注記で表示するのを原則とする。ただし、市街地等において重要な地物を抹消するおそれがある場合は記号で表示する。	
80	311	シンボル	作業規程	道路台帳	測候所	35	11	0		測候所をいう。地方気象台等は注記とする。	
80	312	シンボル	作業規程	道路台帳	工事事務所	35	12	0		国の機関(公団を含む)における地方整備局事務所等。	

千葉県道路台帳整備実施要領 表現分類コード

NIGMAS		種別	区分	分類	名称	表現分類コード			表示イメージ	適用	備考
LAY	LIN					レイヤ	データ項目	図形区分			
80	313	シンボル	作業規程	道路台帳	出張所	35	13	0		国の機関(公団を含む)における工事事務所等の出張所。	
80	314	シンボル	作業規程	道路台帳	警察署	35	14	0		警察署。	
80	315	シンボル	作業規程	道路台帳	交番	35	15	0		交番とは、警察法による交番その他の派出所及び駐在所。	
80	316	シンボル	作業規程	道路台帳	消防署	35	16	0		1.消防署及びその出張所等消防器具を装備し消防署員が常時駐在する施設は、注記で表示するのを原則とする。ただし、市街地等において重要な地物を抹消するおそれがある場合は記号で表示する。 2.消防分団等で施設が大きいものは記号で表示する。	
80	317	シンボル	作業規程	道路台帳	職業安定所	35	17	0		職業安定所(ハローワーク)は、注記で表示するのを原則とする。ただし、同出張所及び市街地等において重要な地物を抹消するおそれがある場合は記号で表示する。	
80	318	シンボル	作業規程	道路台帳	土木事務所	35	18	0		地方公共団体における土木事務所、工営所等をいう。	
80	319	シンボル	作業規程	道路台帳	役場支所及び出張所	35	19	0		市・特別区・町・村及び指定都市の区の役場、支所及び出張所。	
80	321	シンボル	作業規程	道路台帳	神社	35	21	0		神社・寺院・キリスト教会及びその他神道教会(教団等に類する教会で規模の大きなものを含む。)は、注記で表示するのを原則とする。ただし、小規模なものは記号で表示する。	
80	322	シンボル	作業規程	道路台帳	寺院	35	22	0		神社・寺院・キリスト教会及びその他神道教会(教団等に類する教会で規模の大きなものを含む。)は、注記で表示するのを原則とする。ただし、小規模なものは記号で表示する。	
80	323	シンボル	作業規程	道路台帳	キリスト教会	35	23	0		神社・寺院・キリスト教会及びその他神道教会(教団等に類する教会で規模の大きなものを含む。)は、注記で表示するのを原則とする。ただし、小規模なものは記号で表示する。	
80	324	シンボル	作業規程	道路台帳	学校	35	24	0		学校は、学校教育法による学校(幼稚園、各種学校は除く)について注記で表示するのを原則とする。ただし、狭小で注記を表示することが困難な場合又は市街地等において重要な地物を抹消するおそれがある場合は記号で表示する。	
80	325	シンボル	作業規程	道路台帳	幼稚園・保育園	35	25	0		幼稚園・保育園は、注記で表示するのを原則とする。ただし、神社、寺院、教会等に併設されたものは記号で表示することができる	
80	326	シンボル	作業規程	道路台帳	公会堂・公民館	35	26	0		公会堂・公民館は、規模の大きなものは注記で表示するのを原則とする。ただし、規模の小さいもの又は市街地等において重要な地物を抹消するおそれがある場合は記号で表示する	
80	327	シンボル	作業規程	道路台帳	博物館	35	27	0		一般の利用に供されている博物館。	

千葉県道路台帳整備実施要領 表現分類コード

NIGMAS		種別	区分	分類	名称	表現分類コード			表示イメージ	適用	備考
LAY	LIN					レイヤ	データ項目	図形区分			
80	328	シンボル	作業規程	道路台帳	図書館	35	28	0		一般の利用に供されている図書館。	
80	329	シンボル	作業規程	道路台帳	美術館	35	29	0		一般の利用に供されている美術館。	
80	330	シンボル	作業規程	道路台帳	老人ホーム	35	30	0		老人ホームは老人福祉法の老人福祉のうち養護老人ホーム、特別養護老人ホーム及び軽老人ホームをいう。	
80	331	シンボル	作業規程	道路台帳	保健所	35	31	0		保健所は、注記で表示するのを原則とする。ただし、市街地等において重要な地物を抹消するおそれがある場合は記号で表示する。	
80	332	シンボル	作業規程	道路台帳	病院	35	32	0		病院とは、医療法に基づく病院、規模の大きな療養所及び規模の大きい診療所をいう。	
80	334	シンボル	作業規程	道路台帳	銀行	35	34	0		銀行は、銀行(支店を含む)及び信用金庫に適用し、記号で表示するのを原則とする。ただし、規模が大きく特に必要と認められるものは注記で表示することができる。	
80	336	シンボル	作業規程	道路台帳	協同組合	35	36	0		協同組合(農業協同組合、漁業協同組合、林業協同組合及び酪農協同組合)	
80	339	シンボル	作業規程	道路台帳	デパート	35	39	0		デパート(スーパーマーケットを含む)をいう。	
80	345	シンボル	作業規程	道路台帳	倉庫	35	45	0		専用に使用されているものについて表示する。大規模なものは注記する。	
80	346	シンボル	作業規程	道路台帳	火薬庫	35	46	0		専用に使用されているものについて表示する。大規模なものは注記する。	
80	348	シンボル	作業規程	道路台帳	工場	35	48	0		工場。	
80	349	シンボル	作業規程	道路台帳	発電所	35	49	0		発電所。	
80	350	シンボル	作業規程	道路台帳	変電所	35	50	0		図上の送電線に接続しない小規模なものは、記号で表示する。変電所の鉄骨部分は、その外周を送電線の記号で囲んで表示する	
80	352	シンボル	作業規程	道路台帳	浄水場	35	52	0		浄水場。	















千葉県道路台帳整備実施要領 表現分類コード

NIGMAS		種別	区分	分類	名称	表現分類コード			表示イメージ	適用	備考
LAY	LIN					レイヤ	データ項目	図形区分			
80	355	シンボル	作業規程	道路台帳	揚水機場	35	55	0		揚水機場は、農業用及び工業用等のために設けられたものをいい、特に規模の大きなものは、注記で表示する。	
80	356	シンボル	作業規程	道路台帳	揚・排水機場	35	56	0		揚・排水機場は、農業用及び工業用等のために設けられたものをいい、特に規模の大きなものは、注記で表示する。	
80	357	シンボル	作業規程	道路台帳	排水機場	35	58	0		排水機場は、農業用及び工業用等のために設けられたものをいい、特に規模の大きなものは、注記で表示する。	
80	359	シンボル	作業規程	道路台帳	公衆便所	35	59	0	W.C	公共のために供することを目的に作られたもの。	
80	360	シンボル	作業規程	道路台帳	ガソリンスタンド	35	60	0		ガソリンスタンド(ガススタンド等を含む)	
110	33	シンボル	作業規程	道路台帳	マンホール (未分類)	41	00	0		分類できないマンホール。	
110	34	シンボル	千葉県独自	道路台帳	マンホール (その他)	41	01	0		共同溝、ガス、電気、電話、下水、上水以外のマンホール及び分類の必要のない場合に用いる。	
70	578	ライン	千葉県独自	道路台帳	マンホール(その他)	41	01	1		共同溝、ガス、電気、電話、下水、上水以外のマンホールで円形以外の場合、外周を取得する。	
110	35	シンボル	作業規程	道路台帳	マンホール (共同溝)	41	11	0		共同溝のマンホール。	
70	579	ライン	作業規程	道路台帳	マンホール(共同溝)	41	11	1		共同溝のマンホールで円形以外の場合、外周を取得する。	
100	36	シンボル	作業規程	道路台帳	有線柱	41	19	0		電話柱、電力柱を除く有線柱。	
100	136	シンボル	作業規程	道路台帳	架線方向線 (有線柱)	41	19	1		電話柱、電力柱を除く有線柱の架線方向。	
110	37	シンボル	作業規程	道路台帳	マンホール (ガス)	41	21	0		ガス施設のマンホール。	
70	580	ライン	作業規程	道路台帳	マンホール(ガス)	41	21	1		ガス施設のマンホールで円形以外の場合、外周を取得する。	

千葉県道路台帳整備実施要領 表現分類コード

NIGMAS		種別	区分	分類	名称	表現分類コード			表示イメージ	適用	備考
LAY	LIN					レイヤ	データ項目	図形区分			
110	38	シンボル	作業規程	道路台帳	マンホール（電話）	41	31	0		電話施設のマンホール。	
70	581	ライン	作業規程	道路台帳	マンホール(電話)	41	31	1		電話施設のマンホールで円形以外の場合、外周を取得する。	
100	39	シンボル	作業規程	道路台帳	電話柱	41	32	0		電話線を支える柱。	
100	139	シンボル	作業規程	道路台帳	架線方向線（電話柱）	41	32	1		電話柱の架線方向。	
110	40	シンボル	作業規程	道路台帳	マンホール（電気）	41	41	0		電力施設のマンホール。	
70	582	ライン	作業規程	道路台帳	マンホール(電気)	41	41	1		電力施設のマンホールで円形以外の場合、外周を取得する。	
100	41	シンボル	作業規程	道路台帳	電力柱	41	42	0		電力線を支える柱をいい、電話線が架設されているものを含む。	
100	141	シンボル	作業規程	道路台帳	架線方向線（電力柱）	41	42	1		電力柱の架線方向。	
110	42	シンボル	作業規程	道路台帳	マンホール（下水）	41	51	0		下水道施設のマンホール。	
70	583	ライン	作業規程	道路台帳	マンホール(下水)	41	51	1		下水道施設のマンホールで円形以外の場合、外周を取得する。	
110	43	シンボル	作業規程	道路台帳	マンホール（水道）	41	52	0		上水道施設のマンホール。	
70	584	ライン	作業規程	道路台帳	マンホール(水道)	41	61	1		上水道施設のマンホールで円形以外の場合、外周を取得する。	
50	55	ライン	千葉県独自	道路台帳	CAB	41	71	0		CAB(キャブ)-ケーブルボックス(CableBox)の略で歩道等の地中にコンクリートボックス。	
70	44	シンボル	作業規程	道路台帳	墓碑	42	01	0		独立して1個又は数個が存在し、墓地として表示できない場合。	














千葉県道路台帳整備実施要領 表現分類コード

NIGMAS		種別	区分	分類	名称	表現分類コード			表示イメージ	適用	備考
LAY	LIN					レイヤ	データ項目	図形区分			
70	585	ライン	作業規程	道路台帳	墓碑の台座	42	01	1		墓碑に台座がある場合は外周を取得する。	
70	45	シンボル	作業規程	道路台帳	記念碑	42	02	0		記念碑のうち主要なもの。	
70	626	ライン	作業規程	道路台帳	記念碑の台座	42	02	1		記念碑に台座がある場合は外周を取得する。	
70	46	シンボル	作業規程	道路台帳	立像	42	03	0		銅像、石像等で主要なもの。	
70	627	ライン	作業規程	道路台帳	立像の台座	42	03	1		銅像、石像等に台座がある場合は外周を取得する。	
70	47	シンボル	作業規程	道路台帳	路傍祠	42	04	0		特に著名なもの又は好目標になるもの。	
70	628	ライン	作業規程	道路台帳	路傍祠の台座	42	04	1		路傍祠に台座がある場合は外周を取得する。	
70	725	シンボル	作業規程	道路台帳	灯籠	42	05	0		灯籠のうち主要なもの	
70	629	ライン	作業規程	道路台帳	灯籠の台座	42	05	1		灯籠に台座がある場合は外周を取得する。	
70	726	シンボル	作業規程	道路台帳	狛犬	42	06	0		狛犬のうち主要なもの。	狛犬(こまいぬ)とは、拝殿の前や参道の要所に左右「一対」となって設置されている像。
70	586	ライン	作業規程	道路台帳	鳥居	42	07	0		鳥居脚は外周を取得。	
70	727	シンボル	作業規程	道路台帳	鳥居	42	07	1		神社の参道等に建造されている門状の建造物。	
70	728	シンボル	作業規程	道路台帳	自然災害伝承碑	42	08	0		過去に起きた自然災害に関する情報を伝える恒久的な石碑、モニュメント等。	
70	48	シンボル	作業規程	道路台帳	官民境界杭	42	11	0		公有地と私有地を区別するために設置された杭。	用地測量成果等で座標があるデータがある場合には、現地で取得せず、用地測量成果座標を展開する。

千葉県道路台帳整備実施要領 表現分類コード

NIGMAS		種別	区分	分類	名称	表現分類コード			表示イメージ	適用	備考
LAY	LIN					レイヤ	データ項目	図形区分			
70	57	ライン	千葉県独自	道路台帳	防火水槽	42	14	0		防火水槽は、消火栓や河川、ため池などの水利が確保できない地域において、火災が発生した際に消火活動に必要な水を貯めておくための設備。	
70	49	シンボル	作業規程	道路台帳	消火栓	42	15	0		消防用に設置された水道栓のうち平面状のもの。	
70	50	シンボル	作業規程	道路台帳	消火栓・立型	42	16	0		消火栓のうち地上に突出した形状のもの。	
70	58	ライン	作業規程	道路台帳	地下換気口	42	17	0		地下通路(地下鉄を含む)の換気用に設けられた換気口の外周を取得。	
70	51	シンボル	作業規程	道路台帳	地下換気口	42	17	1		地下換気口の記号。	
70	587	ライン	作業規程	道路台帳	坑口	42	19	0		鉱坑の入口部分の外周を取得。	
70	258	シンボル	作業規程	道路台帳	坑口	42	19	1		図上、1.5mm未満の場合は記号を配置する。	
70	52	シンボル	作業規程	道路台帳	独立広葉樹	42	21	0		1.独立樹は、単独の大きな樹木又は数株の大きな樹木が集合するもの、著名なものを表示する。 2.記号の真位置は、記号下辺の影の部分を除いた中央とする。	道路内には使用しない。
70	53	シンボル	作業規程	道路台帳	独立針葉樹	42	22	0		1.独立樹は、単独の大きな樹木又は数株の大きな樹木が集合するもの、著名なものを表示する。 2.記号の真位置は、記号下辺の影の部分を除いた中央とする。	道路内には使用しない。
70	588	ライン	作業規程	道路台帳	噴水	42	23	0		観賞用に水を噴出させる設備の外周を取得する。	
70	743	シンボル	作業規程	道路台帳	噴水	42	23	1		噴水の中央に配置する。	
70	589	ライン	作業規程	道路台帳	井戸	42	24	0		地下水を汲み上げて利用するための施設の外周を取得する。	
70	744	シンボル	作業規程	道路台帳	井戸	42	24	1		井戸の中央に配置する。	
70	590	ライン	作業規程	道路台帳	油井・ガス井	42	25	0		現在採取中のもので、目標となる施設を有するものの外周を取得する。	

千葉県道路台帳整備実施要領 表現分類コード

NIGMAS		種別	区分	分類	名称	表現分類コード			表示イメージ	適用	備考
LAY	LIN					レイヤ	データ項目	図形区分			
70	745	シンボル	作業規程	道路台帳	油井・ガス井	42	25	1		油井・ガス井の中央に配置する。	
70	591	ライン	作業規程	道路台帳	貯水槽	42	26	0		水を利用するために蓄えた貯水槽の外周を取得する。	
70	746	シンボル	作業規程	道路台帳	貯水槽	42	26	1		貯水槽の中央に配置する。	
70	613	ライン	作業規程	道路台帳	肥料槽	42	27	0		肥料を蓄えるために建造されたものの外周を取得する。	
70	747	シンボル	作業規程	道路台帳	肥料槽	42	27	1		肥料層の中央に配置する。	
70	592	ライン	作業規程	道路台帳	起重機	42	28	0		常設されたものの外周を取得。	
70	748	シンボル	作業規程	道路台帳	起重機	42	28	1		起重機の中央に配置する。	
70	593	ライン	作業規程	道路台帳	タンク	42	31	0		水、油、ガス、飼料等を貯蔵するために地上に設置されたタンクの外周を取得する。	
70	751	シンボル	作業規程	道路台帳	タンク	42	31	1		タンクの中央に配置する。	
70	594	ライン	作業規程	道路台帳	給水塔	42	32	0		塔の上に水槽を設置したものの外周を取得する。	
70	752	シンボル	作業規程	道路台帳	給水塔	42	32	1		給水塔の中央に配置する。	
70	595	ライン	作業規程	道路台帳	火の見	42	33	0		火の見櫓及び簡易火の見の外周を取得する。	
70	753	シンボル	作業規程	道路台帳	火の見	42	33	1		火の見の中央に配置する。	
70	596	ライン	作業規程	道路台帳	煙突	42	34	0		規模が大きく目標となるものの外周を取得する。	

千葉県道路台帳整備実施要領 表現分類コード

NIGMAS		種別	区分	分類	名称	表現分類コード			表示イメージ	適用	備考
LAY	LIN					レイヤ	データ項目	図形区分			
70	754	シンボル	作業規程	道路台帳	煙突	42	34	1		煙突の中央に配置する。	
70	61	ライン	千葉県独自	道路台帳	高塔	42	35	0		特に高くそびえている工作物のうち、教会の鐘楼、展望台等記号が定められていないものの外周を取得。ティック部を含む。	
70	755	シンボル	作業規程	道路台帳	高塔（四角）	42	35	1		図上1mm未満の場合は記号を配置する。	
70	757	シンボル	作業規程	道路台帳	高塔（丸）	42	35	2		図上1mm未満の場合は記号を配置する。	
70	759	シンボル	作業規程	道路台帳	高塔（三角）	42	35	3		図上1mm未満の場合は記号を配置する。	
70	597	ライン	作業規程	道路台帳	電波塔	42	36	0		テレビ、ラジオ、無線電信等の送受信を目的に構築されたものの外周を取得する。	
70	760	シンボル	作業規程	道路台帳	電波塔	42	36	1		電波塔の中央に配置する。	
50	54	シンボル	作業規程	道路台帳	照明灯（県管理）	42	37	0		千葉県が設置した照明灯。（管理番号あり）	
50	55	シンボル	千葉県独自	道路台帳	照明灯（県管理外）	42	37	1		千葉県以外が設置した照明灯。	
50	56	シンボル	作業規程	道路台帳	防犯灯	42	38	0		独立している防犯灯	
70	630	ライン	作業規程	道路台帳	風車（真形）	42	39	0		風車は、発電を目的に構築されたものの外周を取得する。	
70	766	シンボル	作業規程	道路台帳	風車	42	39	1		風車の中央に配置する。	
70	598	ライン	作業規程	道路台帳	灯台	42	41	0		航路標識のうち、灯台をいい、灯火装置のある部分の外周を取得する。	
70	761	シンボル	作業規程	道路台帳	灯台	42	41	1		灯台の中央に配置する。	

千葉県道路台帳整備実施要領 表現分類コード

NIGMAS		種別	区分	分類	名称	表現分類コード			表示イメージ	適用	備考
LAY	LIN					レイヤ	データ項目	図形区分			
70	599	ライン	作業規程	道路台帳	航空灯台	42	42	0		航空機が位置の確認等を行えるように一定の信号電波を発する施設の外周を取得する。	
70	762	シンボル	作業規程	道路台帳	航空灯台	42	42	1		航空灯台の中央に配置する。	
70	763	シンボル	作業規程	道路台帳	灯標	42	43	0		灯標は、航路標識のうち、灯標、灯柱及び導標について、固定された規模の大きなものを表示。	
70	600	ライン	作業規程	道路台帳	ヘリポート	42	45	0		ヘリコプターの離着陸のための施設で、常設のものの外周を取得する。	
70	765	シンボル	作業規程	道路台帳	ヘリポート	42	45	1		ヘリポートの中央に配置する。	
70	601	ライン	作業規程	道路台帳	水位観測所	42	51	0		水位観測所の外周を取得する。	注記を併記する。
70	711	シンボル	作業規程	道路台帳	水位観測所	42	51	1		水位観測所の中央に配置する。	
70	602	ライン	作業規程	道路台帳	流量観測所	42	52	0		流量観測所の外周を取得する。	注記を併記する。
70	712	シンボル	作業規程	道路台帳	流量観測所	42	52	1		流量観測所の中央に配置する。	
70	603	ライン	作業規程	道路台帳	雨量観測所	42	53	0		雨量観測所の外周を取得する。	注記を併記する。
70	713	シンボル	作業規程	道路台帳	雨量観測所	42	53	1		雨量観測所をいい、すべて注記を併記する。河川図以外については、小規模なものは省略する。	
70	604	ライン	作業規程	道路台帳	水質観測所	42	54	0		水質観測所の外周を取得する。	
70	714	シンボル	作業規程	道路台帳	水質観測所	42	54	1		水質観測所をいい、すべて注記を併記する。河川図以外については、小規模なものは省略する。	
70	605	ライン	作業規程	道路台帳	波浪観測所	42	55	0		波浪観測所の外注を取得する。	

千葉県道路台帳整備実施要領 表現分類コード

NIGMAS		種別	区分	分類	名称	表現分類コード			表示イメージ	適用	備考
LAY	LIN					レイヤ	データ項目	図形区分			
70	715	シンボル	作業規程	道路台帳	波浪観測所	42	55	1		波浪観測所をいい、注記を原則とする。	
70	606	ライン	作業規程	道路台帳	風向・風速観測所	42	56	0		風向・風速観測所の外周を取得する。	
70	716	シンボル	作業規程	道路台帳	風向・風速観測所	42	56	1		風向・風速観測所をいい、注記を原則とする。	
70	519	ライン	作業規程	道路台帳	輸送管(地上)	42	61	0		水、油、ガス、ガソリン等を輸送する管で目標になるものをいう。大規模な輸送管はその内容によって(水)、(油)等の注記を添えて表示する。	
70	60	ライン	作業規程	道路台帳	輸送管(空間)	42	62	0		地上1.0m以上の高さに設置された輸送管。	
70	62	ライン	作業規程	道路台帳	送電線	42	65	0		おおむね20kV以上の高圧電流を送電するもの。	
160	63	ライン	作業規程	道路台帳	河川(用水路含む)	51	01	0		平水時における河川の水涯線をいう。河川の景況に影響を与えない小凹凸は適宜総合又は省略することができる。	
160	614	ライン	作業規程	道路台帳	細流	51	02	0		河川の流水部の幅が図上0.2mm以上、0.4mm未満の河川をいう。	
160	521	ライン	作業規程	道路台帳	かれ川	51	03	0		水の流れていない川をいい、断続する河川の流路を明示する場合に、景況に従い砂地及びれき地の記号で表示する。	
160	64	ライン	作業規程	道路台帳	湖池	51	05	0		湖、池、沼等(人工的に貯水したものを含む)の水涯線をいい、河川の表示法に従って表示する。	
160	57	シンボル	作業規程	道路台帳	湖池及び水面(記号)	51	05	1		湖、池、沼等(人工的に貯水したものを含む)の水涯線をいい、注記されないものには「W」記号を添える。	
160	65	ライン	作業規程	道路台帳	海岸線	51	06	0		満潮時における海岸の水涯線をいい、河川の表示法に従って表示する。	
160	212	シンボル	作業規程	道路台帳	海岸線(記号)	51	06	1		図上海部として識別し難い場所においては記号を表示する。	
160	523	ライン	作業規程	道路台帳	水路地下部	51	07	0		河川、用水路等における地下の部分で、経路の明確なものについて表示する。	

千葉県道路台帳整備実施要領 表現分類コード

NIGMAS		種別	区分	分類	名称	表現分類コード			表示イメージ	適用	備考
LAY	LIN					レイヤ	データ項目	図形区分			
160	524	ライン	作業規程	道路台帳	低位水がい線(干潟線)	51	11	0		低潮位において、海面上に表れる砂泥地における海水部との境をいう。	
160	66	ライン	作業規程	道路台帳	栈橋・防波堤(鉄・コンクリート)	52	02	0		船舶の乗降用に水部に突出した形状のもので、鉄製又はコンクリート製のものをいう。	
160	525	ライン	作業規程	道路台帳	栈橋(木)	52	03	0		栈橋のうち、木製のものをいう。	
160	526	ライン	作業規程	道路台帳	栈橋(浮き)	52	04	0		栈橋のうち、水底に固定されていないものをいう。	
160	263	シンボル	作業規程	道路台帳	栈橋(浮き)	52	04	1	(浮)	栈橋の中央に配置する。	
160	527	ライン	作業規程	道路台帳	防波堤	52	11	0		波浪を制御する堤防、埠頭、海岸浸食を防ぐ突堤等をいう。	
160	528	ライン	作業規程	道路台帳	護岸被覆(上端)	52	12	1		浸食を防ぐために、水際を固めたものをいう。(上端線)	
160	529	ライン	作業規程	道路台帳	護岸被覆(下端)	52	12	2		浸食を防ぐために、水際を固めたものをいう。(下端線)	
160	530	ライン	千葉県独自	道路台帳	護岸被覆(点線)	52	12	3		護岸被覆の記号線	
160	531	ライン	作業規程	道路台帳	護岸被覆(射影なし)	52	12	4		護岸被覆で射影がない場合。	
160	532	ライン	作業規程	道路台帳	護岸杭(消波ブロック)	52	13	0		波を弱めるために、水中から水上にかけて規則的に置かれた構造物の集合体をいう。	
160	256	シンボル	千葉県独自	道路台帳	護岸杭(消波ブロック)	52	13	1	消波ブロック	護岸杭(消波ブロック)の中央に配置する。	
160	533	ライン	作業規程	道路台帳	護岸捨石	52	14	0		水勢をそぐために、水中に投げ入れられた石をいう。	
160	257	シンボル	千葉県独自	道路台帳	護岸捨石(記号)	52	14	1	捨石	護岸捨石の中央に配置する。	

千葉県道路台帳整備実施要領 表現分類コード

NIGMAS		種別	区分	分類	名称	表現分類コード			表示イメージ	適用	備考
LAY	LIN					レイヤ	データ項目	図形区分			
160	59	ライン	作業規程	道路台帳	坑口(水路等 上端)	52	19	0		水路が地下に出入りする部分をいう。(上端線)	
160	624	ライン	作業規程	道路台帳	坑口(水路等 下端)	52	19	1		水路が地下に出入りする部分をいう。(下端線)	
160	450	シンボル	作業規程	道路台帳	坑口(水路等)	52	19	2		図上1.5mm未満の場合は記号を配置する。	
160	267	シンボル	作業規程	道路台帳	渡船発着所	52	21	0		渡船発着所は、定期的に関又は車両を運搬する船舶の発着所及び遊覧船の発着所に適用し、著名なもの又は規模の大きなものは注記を添えて表示するのを原則とする。	
160	266	シンボル	千葉県独自	道路台帳	船揚場(記号)	52	22	0		河川の幅が狭小な場合は、その中央に記号を表示する。	
160	534	ライン	作業規程	道路台帳	船揚場	52	22	1		船の陸揚げ等を行うための構造物をいう。	
160	535	ライン	作業規程	道路台帳	滝(上端)	52	26	1		地形的段差により流水が急激に落下する場所をいう。(上端線)	
160	536	ライン	作業規程	道路台帳	滝(下端)	52	26	2		地形的段差により流水が急激に落下する場所をいう。(下端線)	
160	537	ライン	千葉県独自	道路台帳	滝(特殊線1)	52	26	3		滝の記号線(大)	
160	538	ライン	千葉県独自	道路台帳	滝(特殊線2)	52	26	4		滝の記号線(小)	
160	535	シンボル	作業規程	道路台帳	滝(記号)	52	26	5		滝記号	
160	539	ライン	作業規程	道路台帳	せき(実線)	52	27	1		流水の制御や河床の保護を目的として設けられた工作物又は用水の取水等のため河川を横断して設けられた工作物をいい、その主要なものを表示する。(実線部)	
160	540	ライン	作業規程	道路台帳	せき(破線)	52	27	2		流水の制御や河床の保護を目的として設けられた工作物又は用水の取水等のため河川を横断して設けられた工作物をいい、その主要なものを表示する。(破線部)	
160	244	シンボル	作業規程	道路台帳	せき(記号)	52	27	3		せきの記号	

千葉県道路台帳整備実施要領 表現分類コード

NIGMAS		種別	区分	分類	名称	表現分類コード			表示イメージ	適用	備考
LAY	LIN					レイヤ	データ項目	図形区分			
160	541	ライン	作業規程	道路台帳	水門	52	28	0		取排水、水量調節等のために設けられた工作物をいう。ドックは入口に水門記号を表示する。	
160	541	シンボル	作業規程	道路台帳	水門（記号）	52	28	1		極小の場合、記号を配置する。	
160	542	ライン	作業規程	道路台帳	不透過水制(上端)	52	31	1		流水の制御又は河岸及び海岸の洗掘防止を目的として設けられた工作物をいう。その構造によって不透過水制と透過水制に区分する。(上端線)	
160	543	ライン	作業規程	道路台帳	不透過水制(下端)	52	31	2		流水の制御又は河岸及び海岸の洗掘防止を目的として設けられた工作物をいう。その構造によって不透過水制と透過水制に区分する。(下端線)	
160	544	ライン	作業規程	道路台帳	透過水制	52	32	1		流水の制御又は河岸及び海岸の洗掘防止を目的として設けられた工作物をいう。その構造によって不透過水制と透過水制に区分する。	
160	545	ライン	作業規程	道路台帳	水制水面下	52	33	1		水制の水面に隠れた部分について表示する。	
160	546	ライン	作業規程	道路台帳	根固	52	35	0		護岸のための工作物で景況に従って表示する。	
160	235	シンボル	千葉県独自	道路台帳	根固（記号）	52	35	1	制水ブロック	根固の中央に配置する。	
160	547	ライン	作業規程	道路台帳	床固(陸部)	52	36	0		護岸のための工作物で景況に従って表示する。	
160	236	シンボル	千葉県独自	道路台帳	床固（陸部）	52	36	1	床固	床固(陸部)の中央に配置する。	
160	548	ライン	作業規程	道路台帳	床固(水面下)	52	37	0		護岸のための工作物で景況に従って表示する。	
160	237	シンボル	千葉県独自	道路台帳	床固（水面下）	52	37	1	床固	床固(水面下)の中央に配置する。	
160	549	ライン	作業規程	道路台帳	蛇籠	52	38	0		蛇籠(じゃかご)は、竹や鉄線で編まれた長い籠に碎石を詰めたもので、主に河川の護岸や斜面の補強に使用する。	
160	238	シンボル	千葉県独自	道路台帳	蛇籠（記号）	52	38	1	ジャカゴ	蛇籠の中央に配置する。	















千葉県道路台帳整備実施要領 表現分類コード

NIGMAS		種別	区分	分類	名称	表現分類コード			表示イメージ	適用	備考
LAY	LIN					レイヤ	データ項目	図形区分			
160	550	ライン	作業規程	道路台帳	敷石斜坡	52	39	0		漁港における敷石斜坡は、外周の正射影を表示する。	
160	111	シンボル	作業規程	道路台帳	流水方向	52	41	0		河川の流水方向が図上で容易に識別できない場合に表示する。	
160	259	シンボル	作業規程	道路台帳	距離標	52	55	0		河口又は河川の合流点から、100m又は200mごとに河岸に設置する標識をいう	
160	243	シンボル	作業規程	道路台帳	量水標	52	56	0		河川の水位の観測に用いる標識をいう。	
90	67	ライン	作業規程	道路台帳	人工斜面・土堤(上端)	61	01	0		盛土部及び切土により人工的に作られた急斜面(道路、鉄道等の盛土部及び切土部、造成地の急斜面等)の上端線	
90	68	ライン	作業規程	道路台帳	人工斜面・土堤(下端)	61	01	1		盛土部及び切土により人工的に作られた急斜面(道路、鉄道等の盛土部及び切土部、造成地の急斜面等)の下端線	
90	69	ライン	作業規程	道路台帳	被覆(上端)	61	10	0		被覆とは、道路、河岸、海岸等の斜面を保護するためのコンクリート、石積等の堅ろうな工作物をいい、その高さが1.5m以上、長さが図上1.0cm以上のもの(上端線)ダムも併用。	
90	70	ライン	作業規程	道路台帳	被覆(下端)	61	10	1		被覆とは、道路、河岸、海岸等の斜面を保護するためのコンクリート、石積等の堅ろうな工作物をいい、その高さが1.5m以上、長さが図上1.0cm以上のもの(下端線)ダムも併用。	
90	58	シンボル	千葉県独自	道路台帳	コンクリート被覆	61	11	0	CH	コンクリート被覆	
90	59	シンボル	千葉県独自	道路台帳	ブロック被覆	61	12	0	BH	ブロック被覆	
90	60	シンボル	千葉県独自	道路台帳	石積被覆	61	13	0	SH	石積被覆	
90	112	シンボル	千葉県独自	道路台帳	緑化ブロック(記号)	61	14	0	RB	緑化ブロック	
90	71	ライン	千葉県独自	道路台帳	法面保護(上端)	61	20	0		盛土又は切土部の法面を覆っているもの(網、モルタル、コンクリート、樹等すべて含む)(上端線)	
90	72	ライン	千葉県独自	道路台帳	法面保護(下端)	61	20	1		盛土又は切土部の法面を覆っているもの(網、モルタル、コンクリート、樹等すべて含む)(下端線)	

千葉県道路台帳整備実施要領 表現分類コード

NIGMAS		種別	区分	分類	名称	表現分類コード			表示イメージ	適用	備考
LAY	LIN					レイヤ	データ項目	図形区分			
90	61	シンボル	千葉県独自	道路台帳	法面保護（網）	61	21	0		法面保護(網)	
90	63	シンボル	千葉県独自	道路台帳	法面保護（モルタル）	61	22	0		法面保護(モルタル、コンクリート)	
90	113	シンボル	千葉県独自	道路台帳	法面保護（コンクリート柵）	61	23	0		法面保護(法柵)	
90	136	ライン	千葉県独自	道路台帳	擁壁	61	25	0		垂直な擁壁	
90	615	ライン	作業規程	道路台帳	柵(未分類)	61	30	0		建物及び敷地の周辺を区画するための生垣、鉄柵等の工作物をいう。	
90	73	ライン	作業規程	道路台帳	落石防止柵	61	31	0		柵の構造、材質に関わらず落石を遮ることを目的に設置されたものをいう。	
90	74	ライン	作業規程	道路台帳	遮光柵	61	33	0		光を遮ることを目的として設置された柵をいう。	
90	112	ライン	作業規程	道路台帳	鉄柵	61	34	0		金属製の柵をいう。	
90	113	ライン	作業規程	道路台帳	生垣	61	36	0		生垣、竹垣等をいう。	
90	556	ライン	作業規程	道路台帳	土囲	61	37	0		盛土による構囲をいう。	
90	114	ライン	作業規程	道路台帳	へい(未分類)	61	40	0		建物及び敷地の周辺を区画するための囲壁をいう。	
90	557	ライン	作業規程	道路台帳	堅ろうへい	61	41	0		石、コンクリート、れんが、ブロック等により作られた堅ろうな囲壁をいう。	
90	558	ライン	作業規程	道路台帳	簡易へい	61	42	0		板、トタン等で作られた囲壁をいう。	
130	115	ライン	千葉県独自	道路台帳	ガードレール（転落防止）左	61	51	1		構造：ガードレール、機能：転落防止(左側用)	

千葉県道路台帳整備実施要領 表現分類コード

NIGMAS		種別	区分	分類	名称	表現分類コード			表示イメージ	適用	備考
LAY	LIN					レイヤ	データ項目	図形区分			
130	116	ライン	千葉県独自	道路台帳	ガードパイプ（転落防止）左	61	51	2		構造:ガードパイプ、機能:転落防止(左側用)	
130	117	ライン	千葉県独自	道路台帳	ガードフェンス（転落防止）左	61	51	3		構造:ガードフェンス、機能:転落防止(左側用)	
130	118	ライン	千葉県独自	道路台帳	ガードロープ（転落防止）左	61	51	4		構造:ガードロープ、機能:転落防止(左側用)	
130	131	ライン	千葉県独自	道路台帳	防護柵その他（転落防止）左	61	51	5		構造:その他、機能:転落防止(左側用)	
130	119	ライン	千葉県独自	道路台帳	ガードレール（横断防止）左	61	52	1		構造:ガードレール、機能:横断防止(左側用)	
130	120	ライン	千葉県独自	道路台帳	ガードパイプ（横断防止）左	61	52	2		構造:ガードパイプ、機能:横断防止(左側用)	
130	121	ライン	千葉県独自	道路台帳	ガードフェンス（横断防止）左	61	52	3		構造:ガードフェンス、機能:横断防止(左側用)	
130	122	ライン	千葉県独自	道路台帳	ガードロープ（横断防止）左	61	52	4		構造:ガードロープ、機能:横断防止(左側用)	
130	132	ライン	千葉県独自	道路台帳	防護柵その他（横断防止）左	61	52	5		構造:その他、機能:横断防止(左側用)	
130	127	ライン	千葉県独自	道路台帳	ガードレール（路肩用）左	61	53	1		構造:ガードレール、機能:路肩用(左側用)	
130	128	ライン	千葉県独自	道路台帳	ガードパイプ（路肩用）左	61	53	2		構造:ガードパイプ、機能:路肩用(左側用)	
130	129	ライン	千葉県独自	道路台帳	ガードフェンス（路肩用）左	61	53	3		構造:ガードフェンス、機能:路肩用(左側用)	
130	130	ライン	千葉県独自	道路台帳	ガードロープ（路肩用）左	61	53	4		構造:ガードロープ、機能:路肩用(左側用)	
130	134	ライン	千葉県独自	道路台帳	防護柵その他（路肩用）左	61	53	5		構造:その他、機能:路肩用(左側用)	

千葉県道路台帳整備実施要領 表現分類コード

NIGMAS		種別	区分	分類	名称	表現分類コード			表示イメージ	適用	備考
LAY	LIN					レイヤ	データ項目	図形区分			
130	123	ライン	千葉県独自	道路台帳	ガードレール（分離帯用）	61	54	1		構造:ガードレール、機能:分離帯用	
130	124	ライン	千葉県独自	道路台帳	ガードパイプ（分離帯用）	61	54	2		構造:ガードパイプ、機能:分離帯用	
130	125	ライン	千葉県独自	道路台帳	ガードフェンス（分離帯用）	61	54	3		構造:ガードフェンス、機能:分離帯用	
130	126	ライン	千葉県独自	道路台帳	ガードロープ（分離帯用）	61	54	4		構造:ガードロープ、機能:分離帯用	
130	133	ライン	千葉県独自	道路台帳	防護柵その他（分離帯用）	61	54	5		構造:その他、機能:分離帯用	
170	75	ライン	作業規程	道路台帳	区域界	62	01	0		区域界は、場地等のうち特に他の地区と区別する必要のある場合で、その区域が地物縁で表示できない場合に適用する。	
170	661	シンボル	作業規程	道路台帳	空地	62	11	0		特に定められた記号のない場地をいい、建物密集地の必要な部分に表示する。	
170	662	シンボル	作業規程	道路台帳	駐車場	62	12	0		車両の駐車のための場地で一般に利用可能なもの、月極駐車場等のおおむね図上2.0cm平方以上のものをいう。立体駐車場は建物に記号を表示する。	
170	663	シンボル	作業規程	道路台帳	花壇	62	13	0		公園、広場等で鑑賞のために花を植えてある場所をいう。	
170	664	シンボル	作業規程	道路台帳	園庭	62	14	0		庭園、公園、宅地、道路の分離帯、工場等の周辺にある鑑賞あるいは隠ぺいのため栽培する灌木の集合しているところをいう。	
170	64	シンボル	作業規程	道路台帳	墓地	62	15	0		墓の集合しているところをいう。	
170	610	ライン	作業規程	道路台帳	墓地	62	15	1		墓地の外周を取得する。	
170	673	シンボル	作業規程	道路台帳	材料置場	62	16	0		木材、石材、鉱石等を集積するための土地又は水面で、おおむね図上2.0cm平方以上のものをいう。工場等の敷地内にある材料置場は表示しない。注記を併記する。	
170	678	シンボル	作業規程	道路台帳	太陽光発電設備	62	17	0		太陽光発電設備は土地に設けられた、原則として長辺で図上1cm以上のものを表示する。外周は区域界(図式分類コード62-01)の記号を適用する。	

千葉県道路台帳整備実施要領 表現分類コード

NIGMAS		種別	区分	分類	名称	表現分類コード			表示イメージ	適用	備考
LAY	LIN					レイヤ	データ項目	図形区分			
170	671	シンボル	作業規程	道路台帳	噴火口・噴気口	62	21	0		現に噴火・噴気しているものをいう。	
170	672	シンボル	作業規程	道路台帳	温泉・鉱泉	62	22	0		温泉法に基づく温泉又は鉱泉の泉源をいう。注記を併記する。	
170	674	シンボル	作業規程	道路台帳	陵墓	62	23	0		天皇又は皇族の墓が独立あるいは数個存在するもので著名なものは注記を併記する。	
170	675	シンボル	作業規程	道路台帳	古墳	62	24	0		古代の支配階級を葬ってある盛土された墓で有名なものは注記を併記する。	
170	676	シンボル	作業規程	道路台帳	城・城跡	62	25	0		古城あるいはその形跡が現存しているもので著名なものは注記を併記する。	
170	677	シンボル	作業規程	道路台帳	史跡・名勝・天然記念物	62	26	0		文化財保護法で指定されているものをいう。	
170	681	シンボル	作業規程	道路台帳	採石場	62	31	0	採石場	土木建築用等の石材を採取する場所で、現在採掘中のものをいう。	
170	682	シンボル	作業規程	道路台帳	土取場	62	32	0	土取場	土木建築用等の土を採取する場所で、現在採掘中のものをいう。	
170	683	シンボル	作業規程	道路台帳	採鉱地	62	33	0	採鉱地	鉱石を採掘する場所で、現在採掘中のものをいう。	
40	76	ライン	作業規程	道路台帳	植生界	63	01	0		異なった植生の区分に適用する。未耕地間の植生界は原則として表示しない。	
40	77	ライン	作業規程	道路台帳	耕地界	63	02	0		同一種類の耕地の境で、一区画の短辺が図上おおむね2.0cm以上のものをいう。	
40	65	シンボル	作業規程	道路台帳	田	63	11	0		湿田、乾田及び沼田とし、季節により畑作物を栽培する田をいう。	
40	622	シンボル	作業規程	道路台帳	はず田	63	12	0		はずを栽培する土地をいう。	
40	66	シンボル	作業規程	道路台帳	畑	63	13	0		麦、陸稲、野菜、芝等を栽培している土地をいう。	










千葉県道路台帳整備実施要領 表現分類コード

NIGMAS		種別	区分	分類	名称	表現分類コード			表示イメージ	適用	備考
LAY	LIN					レイヤ	データ項目	図形区分			
40	624	シンボル	作業規程	道路台帳	さとうきび畑	63	14	0		さとうきびを栽培している土地をいう	
40	625	シンボル	作業規程	道路台帳	パイナップル畑	63	15	0		パイナップルを栽培している土地をいう。	
40	626	シンボル	作業規程	道路台帳	わさび畑	63	16	0		わさびを栽培している土地をいう。	
40	627	シンボル	作業規程	道路台帳	桑畑	63	17	0		桑畑は、桑を栽培している土地に適用する。	
40	628	シンボル	作業規程	道路台帳	茶畑	63	18	0		茶畑は、茶を栽培している土地に適用する。	
40	67	シンボル	作業規程	道路台帳	果樹園	63	19	0		果樹園は、果樹を栽培している土地に適用する。	
40	68	シンボル	作業規程	道路台帳	その他の樹木畑	63	21	0		その他の樹木畑は、桐、はぜ、こうぞ、庭木等を栽培している土地及び苗木畑に適用する。	
40	632	シンボル	作業規程	道路台帳	牧草地	63	22	0		牧草を栽培している土地をいう。	
40	69	シンボル	作業規程	道路台帳	芝地	63	23	0		芝地は、芝を植えて管理している庭園、ゴルフ場、運動場等に適用する。	
40	70	シンボル	作業規程	道路台帳	広葉樹林	63	31	0		樹高2.0m以上の広葉樹が密生している土地をいう。	
40	71	シンボル	作業規程	道路台帳	針葉樹林	63	32	0		樹高2.0m以上の針葉樹が密生している土地をいう。	
40	72	シンボル	作業規程	道路台帳	竹林	63	33	0		樹高2.0m以上の竹が密生している土地をいう。	
40	645	シンボル	作業規程	道路台帳	荒地	63	34	0		裸地、雑草地等の地域に適用する。	
40	646	シンボル	作業規程	道路台帳	はい松地	63	35	0		はい松地は、はい松又はわい性松の密生している地域に適用する。	

千葉県道路台帳整備実施要領 表現分類コード

NIGMAS		種別	区分	分類	名称	表現分類コード			表示イメージ	適用	備考
LAY	LIN					レイヤ	データ項目	図形区分			
40	647	シンボル	作業規程	道路台帳	しの地(笹地)	63	36	0		しの地は、しの又は笹の密生している地域に適用する。	
40	648	シンボル	作業規程	道路台帳	やし科樹林	63	37	0		やし科樹林は、やし科、へご科、たこのき科等の植物が密生している地域に適用する。	
40	649	シンボル	作業規程	道路台帳	湿地	63	38	0		1.湿地は、常時水を含み、土地が軟弱で湿地性の植物が生育している土地に適用する。 2.湿地の範囲は、植生界(図式分類コード63-01)の記号を適用して表示する。	
40	651	シンボル	作業規程	道路台帳	砂地	63	41	0		1.砂れき地は、砂又はれきで覆われている土地に適用する。 2.砂れき地は、その範囲を植生界(図式分類コード63-01)の記号を適用して表示し、中央部に砂れき地の記号を表示する。	
40	652	シンボル	作業規程	道路台帳	れき地	63	42	0		れきで覆われている土地をいう。	
40	272	シンボル	作業規程	道路台帳	干潟	63	45	0		低潮位において海面上に表れる砂泥地をいう。	
650	901	シンボル	作業規程	敷地構成	境界標 (石杭)	65	21	71		官民境界(道路境界)構造:石杭	
650	902	シンボル	作業規程	敷地構成	境界標 (コンクリート杭)	65	21	72		官民境界(道路境界)構造:コンクリート杭	
650	903	シンボル	作業規程	敷地構成	境界標 (合成樹脂杭)	65	21	73		官民境界(道路境界)構造:合成樹脂杭(プラスチック杭)	
650	904	シンボル	作業規程	敷地構成	境界標 (不銹鋼杭)	65	21	74		官民境界(道路境界)構造:不銹鋼杭(金属鋲を含む)	
650	905	シンボル	作業規程	敷地構成	境界標 (その他)	65	21	75		官民境界(道路境界)構造:その他	
650	906	シンボル	作業規程	敷地構成	境界計算点	65	21	76		官民境界(道路境界)の計算点	
650	658	ライン	千葉県独自	道路台帳	筆線	65	51	0		道路境界以外の筆線	
650	659	ライン	千葉県独自	道路台帳	敷地線	65	52	0		筆線のうち、道路境界	












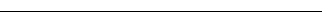

千葉県道路台帳整備実施要領 表現分類コード

NIGMAS		種別	区分	分類	名称	表現分類コード			表示イメージ	適用	備考
LAY	LIN					レイヤ	データ項目	図形区分			
650	651	注記	千葉県独自	道路台帳	境界点名称	65	61	0	KTOO1	境界点名称	
650	652	注記	千葉県独自	道路台帳	点間距離	65	62	0	10.00	用地幅杭の点間距離	
650	653	注記	千葉県独自	敷地構成	地番	65	63	0	123-9	土地の地番	
650	654	注記	千葉県独自	敷地構成	所有者名・住所等	65	64	0	地番太郎	土地、所有者名称、住所等	
650	655	注記	千葉県独自	敷地構成	公簿面積	65	65	0	123.45㎡	公簿の面積	
650	661	ポリゴン	千葉県独自	敷地構成	国管理ポリゴン	65	71	1		国有地	
650	662	ポリゴン	千葉県独自	敷地構成	地方公共団体ポリゴン	65	72	1		地方公共団体有地	
650	663	ポリゴン	千葉県独自	敷地構成	民間ポリゴン	65	73	1		その他の民有地	
650	664	ポリゴン	千葉県独自	敷地構成	赤道	65	74	1		国有地のうち赤道(道路)	
650	665	ポリゴン	千葉県独自	敷地構成	青道	65	75	1		国有地のうち青道(水路)	
131	115	ライン	千葉県独自	道路台帳	ガードレール (転落防止) 右	66	51	1		構造:ガードレール、機能:転落防止(右側用)	
131	116	ライン	千葉県独自	道路台帳	ガードパイプ (転落防止) 右	66	51	2		構造:ガードパイプ、機能:転落防止(右側用)	
131	117	ライン	千葉県独自	道路台帳	ガードフェンス (転落防止) 右	66	51	3		構造:ガードフェンス、機能:転落防止(右側用)	
131	118	ライン	千葉県独自	道路台帳	ガードロープ (転落防止) 右	66	51	4		構造:ガードロープ、機能:転落防止(右側用)	

千葉県道路台帳整備実施要領 表現分類コード

NIGMAS		種別	区分	分類	名称	表現分類コード			表示イメージ	適用	備考
LAY	LIN					レイヤ	データ項目	図形区分			
131	131	ライン	千葉県独自	道路台帳	防護柵その他（転落防止）右	66	51	5		構造:その他、機能:転落防止(右側用)	
131	119	ライン	千葉県独自	道路台帳	ガードレール（横断防止）右	66	52	1		構造:ガードレール、機能:横断防止(右側用)	
131	120	ライン	千葉県独自	道路台帳	ガードパイプ（横断防止）右	66	52	2		構造:ガードパイプ、機能:横断防止(右側用)	
131	121	ライン	千葉県独自	道路台帳	ガードフェンス（横断防止）右	66	52	3		構造:ガードフェンス、機能:横断防止(右側用)	
131	122	ライン	千葉県独自	道路台帳	ガードロープ（横断防止）右	66	52	4		構造:ガードロープ、機能:横断防止(右側用)	
131	132	ライン	千葉県独自	道路台帳	防護柵その他（横断防止）右	66	52	5		構造:その他、機能:横断防止(右側用)	
131	127	ライン	千葉県独自	道路台帳	ガードレール（路肩用）右	66	53	1		構造:ガードレール、機能:路肩用(右側用)	
131	128	ライン	千葉県独自	道路台帳	ガードパイプ（路肩用）右	66	53	2		構造:ガードパイプ、機能:路肩用(右側用)	
131	129	ライン	千葉県独自	道路台帳	ガードフェンス（路肩用）右	66	53	3		構造:ガードフェンス、機能:路肩用(右側用)	
131	130	ライン	千葉県独自	道路台帳	ガードロープ（路肩用）右	66	53	4		構造:ガードロープ、機能:路肩用(右側用)	
131	134	ライン	千葉県独自	道路台帳	防護柵その他（路肩用）右	66	53	5		構造:その他、機能:路肩用(右側用)	
670	751	ライン	千葉県独自	道路占用	上水道	67	01	0		上水道施設	
670	752	ライン	千葉県独自	道路占用	下水道	67	02	0		下水道施設	
670	753	ライン	千葉県独自	道路占用	電気	67	03	0		電気施設	

千葉県道路台帳整備実施要領 表現分類コード

NIGMAS		種別	区分	分類	名称	表現分類コード			表示イメージ	適用	備考
LAY	LIN					レイヤ	データ項目	図形区分			
670	754	ライン	千葉県独自	道路占用	電話	67	04	0		電話施設	
670	755	ライン	千葉県独自	道路占用	ガス	67	05	0		ガス施設	
670	756	ライン	千葉県独自	道路占用	通信	67	06	0		通信施設	
670	758	ライン	千葉県独自	道路占用	CC-BOX	67	07	0		通信BOX	
670	757	ライン	千葉県独自	道路占用	通信機器(真形)	67	11	0		通信施設の外周を取得	
670	751	注記	千葉県独自	道路占用	地下埋設物注記 (サイズ含む)	67	21	0	上水道	地下埋設物の属性注記(材質、管径、オフセット、デプス)	
670	761	ライン	千葉県独自	道路占用	上水道引き出し線(属性取得用)	67	51	0		属性取得に利用する線分	
670	762	ライン	千葉県独自	道路占用	下水道引き出し線(属性取得用)	67	52	0		属性取得に利用する線分	
670	763	ライン	千葉県独自	道路占用	電気引き出し線(属性取得用)	67	53	0		属性取得に利用する線分	
670	764	ライン	千葉県独自	道路占用	電話引き出し線(属性取得用)	67	54	0		属性取得に利用する線分	
670	765	ライン	千葉県独自	道路占用	ガス引き出し線(属性取得用)	67	55	0		属性取得に利用する線分	
670	766	ライン	千葉県独自	道路占用	通信引き出し線(属性取得用)	67	56	0		属性取得に利用する線分	
670	768	ライン	千葉県独自	道路占用	CC-BOX引き出し線(属性取得用)	67	57	0		属性取得に利用する線分	
180	78	ライン	作業規程	道路台帳	等高線 (計曲線) 5m	71	01	0		0mの主曲線及びこれより起算して5本目ごとの主曲線をいう。地図情報レベル1000以下は5mごと。	







千葉県道路台帳整備実施要領 表現分類コード

NIGMAS		種別	区分	分類	名称	表現分類コード			表示イメージ	適用	備考
LAY	LIN					レイヤ	データ項目	図形区分			
180	559	ライン	作業規程	道路台帳	等高線（主曲線）1m	71	02	0		平均海面から起算して1mごとの等高線をいう。	
180	560	ライン	作業規程	道路台帳	等高線（補助曲線）0.5m	71	03	0		補助曲線は、緩傾斜地又は複雑な地形を示す地域等で主曲線だけでは地形を適切に表現できない部分について、主曲線の1/2の間隔に表示する。	
180	561	ライン	作業規程	道路台帳	等高線（特殊補助曲線）0.25m	71	04	0		主曲線の1/4の間隔の等高線で、補助曲線で適切な地形表現ができない部分について適用する。	
180	93	ライン	作業規程	道路台帳	凹地（計曲線）5m	71	05	0		人工構築物との合成で生じた以外の凹地をいい、0mの主曲線及びこれより起算して5本目ごとの主曲線をいう。	
180	562	ライン	作業規程	道路台帳	凹地（主曲線）1m	71	06	0		人工構築物との合成で生じた以外の凹地をいい、1mごとの等高線をいう。	
180	563	ライン	作業規程	道路台帳	凹地（補助曲線）0.5m	71	07	0		人工構築物との合成で生じた以外の凹地をいい、主曲線の1/2間隔の等高線をいう。	
180	564	ライン	作業規程	道路台帳	凹地（特殊補助曲線）0.25m	71	08	0		人工構築物との合成で生じた以外の凹地をいい、主曲線の1/4間隔の等高線をいう。	
180	565	ライン	作業規程	道路台帳	土がけ(崩土)上端	72	01	1		土砂の崩壊等によって自然にできたがけ状の急斜面をいう。頂部を示す線と射影部を示す短線を頂部から最大傾斜方向へ2.0mmまで表示し、それ以上の射影部は下端を破線で表示する。(上端線)	
180	566	ライン	作業規程	道路台帳	土がけ(崩土)下端	72	01	2		土砂の崩壊等によって自然にできたがけ状の急斜面をいう。頂部を示す線と射影部を示す短線を頂部から最大傾斜方向へ2.0mmまで表示し、それ以上の射影部は下端を破線で表示する。(下端線)	
180	824	シンボル	作業規程	道路台帳	土がけ(崩土)記号	72	01	3		土崖の中央に配置する。	
180	567	ライン	作業規程	道路台帳	雨裂上端線	72	02	1		表土が雨水によって流出した裂溝の上端線	
180	611	ライン	作業規程	道路台帳	雨裂下端線	72	02	2		表土が雨水によって流出した裂溝の下端線	
180	568	ライン	作業規程	道路台帳	急斜面(上端)	72	03	1		台地又はたい土等の周辺の傾斜が急で、等高線で表現するのが困難又は景況が明らかにならない地形の上端線	
180	569	ライン	作業規程	道路台帳	急斜面(下端)	72	03	2		台地又はたい土等の周辺の傾斜が急で、等高線で表現するのが困難又は景況が明らかにならない地形の下端線	

千葉県道路台帳整備実施要領 表現分類コード

NIGMAS		種別	区分	分類	名称	表現分類コード			表示イメージ	適用	備考
LAY	LIN					レイヤ	データ項目	図形区分			
180	830	シンボル	作業規程	道路台帳	洞口	72	06	0		自然に形成された石灰洞、溶岩洞、トンネル等をいう。洞の向きに合わせて表示する。	
180	571	ライン	作業規程	道路台帳	岩がけ(上端)	72	11	1		岩石地ががけ状になっている状態をいう。頂部を山型に、傾斜を示す短線を頂部から最大傾斜方向に表示する。(上端線)	
180	572	ライン	作業規程	道路台帳	岩がけ(下端)	72	11	2		岩石地ががけ状になっている状態をいう。頂部を山型に、傾斜を示す短線を頂部から最大傾斜方向に表示する。(下端線)	
180	823	シンボル	作業規程	道路台帳	岩がけ(記号)	72	11	3		岩がけの中央に配置する。	
180	573	ライン	作業規程	道路台帳	露岩	72	12	0		一部を地表に露出する岩石をいい、河岸及び海岸等で露出している岩石を含む。	
180	574	ライン	作業規程	道路台帳	散岩	72	13	1		地表に散在する岩石をいい、岩礁を含む。	
180	841	シンボル	作業規程	道路台帳	散岩(大)	72	13	2		散岩の記号大	
180	840	シンボル	作業規程	道路台帳	散岩(小)	72	13	3		散岩の記号小	
180	575	ライン	作業規程	道路台帳	さんご礁	72	14	0		数値写真上で判読できる程度のものについてその外縁を表示する。	
150	73	シンボル	作業規程	道路台帳	三角点	73	01	0		基本測量により設置された三角点をいう。盤石の亡失したものについては表示しない。	
150	74	シンボル	作業規程	道路台帳	水準点	73	02	0		基本測量により設置された水準点をいう。標石の亡失したものについては表示しない。	
150	75	シンボル	作業規程	道路台帳	多角点等	73	03	0		道路台帳で設置する4級基準点	
150	24	注記	作業規程	道路台帳	点名	73	03	1		点名称	
150	76	シンボル	作業規程	道路台帳	公共基準点(1級)	73	04	0		公共基準点1級(千葉県及び千葉県以外)	

千葉県道路台帳整備実施要領 表現分類コード

NIGMAS		種別	区分	分類	名称	表現分類コード			表示イメージ	適用	備考
LAY	LIN					レイヤ	データ項目	図形区分			
150	110	シンボル	作業規程	道路台帳	公共基準点(3級)	73	04	2		公共基準点3級(千葉県及び千葉県以外)	
150	25	注記	作業規程	道路台帳	公共基準点名	73	04	3	3-15-032	公共基準点名称(千葉県及び千葉県以外)	
150	77	シンボル	作業規程	道路台帳	公共基準点(水準点)	73	05	0		公共水準点(千葉県及び千葉県以外)	
150	84	シンボル	作業規程	道路台帳	公共基準点(多角点等)	73	06	0		公共基準点多角点(千葉県以外)	
150	867	シンボル	作業規程	道路台帳	その他の基準点	73	07	0		その他の基準点	
150	85	シンボル	作業規程	道路台帳	電子基準点	73	08	0		電子基準点	
150	86	シンボル	作業規程	道路台帳	公共電子基準点	73	09	0		公共電子基準点	
150	78	シンボル	作業規程	道路台帳	標石を有しない標高点	73	11	0	•	直接法、間接法により求めた標高点、下2桁まで表示	
150	79	シンボル	作業規程	道路台帳	図化機測定標高点	73	12	0	•	図化機により求めた標高点、下1桁まで表示	
150	83	シンボル	千葉県独自	道路台帳	道路中心標高点	73	13	0	◉	直接法、間接法により求めた標高点のうち、当該道路の中心標高(概ね20m間隔および変化点を取得する)下2桁まで表示。	
31	1	注記	作業規程	道路台帳	特別区・市・区・町・村	81	11	0	柏市		
31	2	注記	作業規程	道路台帳	市・区・町・村 飛び地	81	12	0	注記例		
31	3	注記	作業規程	道路台帳	大字	81	14	0	注記例		
31	115	注記	作業規程	道路台帳	小字	81	15	0	注記例		

千葉県道路台帳整備実施要領 表現分類コード

NIGMAS		種別	区分	分類	名称	表現分類コード			表示イメージ	適用	備考
LAY	LIN					レイヤ	データ項目	図形区分			
31	116	注記	作業規程	道路台帳	通り	81	16	0	平成通り		
31	117	注記	作業規程	道路台帳	その他の地名（大）	81	17	0	注記例		
31	118	注記	作業規程	道路台帳	その他の地名（中）	81	18	0	注記例		
31	119	注記	作業規程	道路台帳	その他の地名（小）	81	19	0	注記例		
55	4	注記	作業規程	道路台帳	道路名（県管理以外）	81	21	0	市道283号		
51	5	注記	作業規程	道路台帳	道路施設	81	22	0	長洲歩道橋		
141	7	注記	作業規程	道路台帳	鉄道	81	23	0	J R 外房線		
141	8	注記	作業規程	道路台帳	駅・鉄道施設	81	24	0	J R 千葉駅		
141	9	注記	千葉県独自	道路台帳	鉄道路切	81	24	1	西電踏切		
53	10	注記	作業規程	道路台帳	橋	81	25	0	大多喜橋		
52	6	注記	作業規程	道路台帳	トンネル	81	26	0	筒森トンネル		
81	11	注記	作業規程	道路台帳	建物注記（種々の目標物）	81	31	0	千葉ポートタワー		
81	134	注記	作業規程	道路台帳	建物の付属物	81	34	0	注記例		
110	140	注記	作業規程	道路台帳	マンホール	81	40	0	注記例		





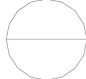


千葉県道路台帳整備実施要領 表現分類コード

NIGMAS		種別	区分	分類	名称	表現分類コード			表示イメージ	適用	備考
LAY	LIN					レイヤ	データ項目	図形区分			
100	141	注記	作業規程	道路台帳	電柱	81	41	0	中央幹 1		
82	142	注記	作業規程	道路台帳	その他の小物体	81	42	0	防		
161	12	注記	作業規程	道路台帳	河川・湖池等	81	51	0	利根川		
161	152	注記	作業規程	道路台帳	水部施設、ダム	81	52	0	山倉ダム		
161	153	注記	作業規程	道路台帳	地下水部	81	53	0	注記例		
90	161	注記	作業規程	道路台帳	法面、構囲	81	61	0	注記例		
90	162	注記	作業規程	道路台帳	諸地、場地、公園、牧場、飛行場、運動場、ゴルフ場	81	62	0	〇〇カントリー倶楽部		
90	163	注記	作業規程	道路台帳	植生	81	63	0	注記例		
181	13	注記	作業規程	道路台帳	山、丘陵等	81	71	0	清澄山		
998	38	注記	千葉県独自	道路台帳	標高点注記（表示用）	81	73	0	10.00		
83	181	注記	作業規程	道路台帳	説明注記	81	81	0	注記例		
50	28	注記	千葉県独自	道路台帳	照明灯管理番号	81	82	0	02DS-5179-1620		
50	26	注記	千葉県独自	道路台帳	標識管理番号	81	83	0	02DS-5179-1620		
81	998	シンボル	作業規程	道路台帳	指示点	81	99	0	。		













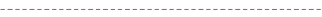
千葉県道路台帳整備実施要領 表現分類コード

NIGMAS		種別	区分	分類	名称	表現分類コード			表示イメージ	適用	備考
LAY	LIN					レイヤ	データ項目	図形区分			
191	16	注記	千葉県独自	道路台帳	曲線半径数値	90	50	1	R25m	曲線半径30m未満の場合に表示	
121	14	注記	千葉県独自	道路台帳	路線名称	91	10	0	茂原大多喜線		
122	15	注記	千葉県独自	道路台帳	路線番号	91	20	0	(2 7)	路線番号	
200	80	シンボル	千葉県独自	道路台帳	起点	91	30	0		起点記号	
200	81	シンボル	千葉県独自	道路台帳	終点	91	40	0		終点記号	
190	79	ライン	千葉県独自	道路台帳	曲線半径	91	50	0		曲線半径の指示線	
190	80	ライン	千葉県独自	道路台帳	縦断勾配	91	60	0		縦断勾配の指示線	
192	17	注記	千葉県独自	道路台帳	縦断勾配数値	91	60	1	+11.9%	8%以上の勾配の場合、表示(下2桁)	
200	81	ライン	千葉県独自	道路台帳	区間線	91	70	0		区間設定のための線(道路部外郭線、歩道線等と座標を一致させる)	
200	18	注記	千葉県独自	道路台帳	区間番号	91	70	1	0100	区間番号注記(必ず当該区間に配置する)	
200	702	注記	千葉県独自	道路台帳	ティック番号	91	70	2	001-020-00	図郭下側に配置するティック番号	
200	703	シンボル	千葉県独自	道路台帳	ティック	91	70	3		道路中心線と区間線が重なる場所に配置する。	
200	704	シンボル	千葉県独自	道路台帳	ガイドティック	91	70	4		図郭下側のティック	
200	705	ライン	千葉県独自	道路台帳	ティック連結線	91	70	5		ティック同士を結合する線(中間に点を設けない)	

千葉県道路台帳整備実施要領 表現分類コード

NIGMAS		種別	区分	分類	名称	表現分類コード			表示イメージ	適用	備考
LAY	LIN					レイヤ	データ項目	図形区分			
10	82	ライン	千葉県独自	道路台帳	歩道仮想線(交差点)	91	81	0		交差点内における歩道仮想線(歩道設置延長を求めるときの線)	
10	111	ライン	千葉県独自	道路台帳	歩道仮想線(交差点以外)	91	81	1		交差点以外の歩道仮想線(歩道設置延長を求めるときの線)	
10	83	ライン	千葉県独自	道路台帳	道路部仮想線	91	82	0		交差点等道路部の仮想線が必要な場合に使用する。	
91	901	ライン	千葉県独自	道路台帳	ガイドライン区分線	91	90	1		図郭下側のティックを配置するための線	
50	902	注記	千葉県独自	道路台帳	距離標番号	91	90	2	55K	距離標注記	
50	903	注記	千葉県独自	道路台帳	距離標座標値	91	90	3	X=-42426.96	距離標座標注記	
0	904	注記	千葉県独自	道路台帳	経年変化修正作業会社名	91	90	4	昭和57年3月修正 ○○会社	修正会社名称	
0	905	注記	千葉県独自	道路台帳	欄外図面番号	91	90	5	78		
91	201	シンボル	千葉県独自	道路台帳	欄外図面番号枠	91	90	6			
200	85	ライン	千葉県独自	道路台帳	旗揚げ	92	20	0		道路内施設等で旗揚げが必要な場合に使用する。	
21	20	注記	千葉県独自	道路台帳	側溝種別	92	30	0	U=0.30		
130	29	注記	千葉県独自	道路台帳	防護柵種別	92	40	0	GR		
203	78	注記	千葉県独自	道路台帳	コンター注記	93	00	0	25		
211	401	ポリゴン	千葉県独自	道路台帳	道路敷ポリゴン	93	01	0			



千葉県道路台帳整備実施要領 表現分類コード

NIGMAS		種別	区分	分類	名称	表現分類コード			表示イメージ	適用	備考
LAY	LIN					レイヤ	データ項目	図形区分			
212	402	ポリゴン	千葉県独自	道路台帳	道路部ポリゴン	93	02	0			
213	403	ポリゴン	千葉県独自	道路台帳	車道ポリゴン	93	03	0			
214	404	ポリゴン	千葉県独自	道路台帳	歩道ポリゴン (左)	93	04	0			
314	404	ポリゴン	千葉県独自	道路台帳	歩道ポリゴン (右)	93	04	1			
215	406	ポリゴン	千葉県独自	道路台帳	中央帯ポリゴン	93	05	0			
216	407	ポリゴン	千葉県独自	道路台帳	交通島ポリゴン	93	06	0			
221	408	ポリゴン	千葉県独自	道路台帳	法面ポリゴン	93	07	0			
222	409	ポリゴン	千葉県独自	道路台帳	植樹帯ポリゴン (左)	93	08	0			
322	409	ポリゴン	千葉県独自	道路台帳	植樹帯ポリゴン (右)	93	08	1			
223	411	ポリゴン	千葉県独自	道路台帳	環境施設帯ポリゴン (左)	93	09	0			
323	411	ポリゴン	千葉県独自	道路台帳	環境施設帯ポリゴン (右)	93	09	1			
224	413	ポリゴン	千葉県独自	道路台帳	その他通行可ポリゴン	93	11	0			
225	414	ポリゴン	千葉県独自	道路台帳	その他通行不可ポリゴン	93	12	0			
301	301	ライン	千葉県独自	道路台帳	歩道計測線(左)	93	21	0			



千葉県道路台帳整備実施要領 表現分類コード

NIGMAS		種別	区分	分類	名称	表現分類コード			表示イメージ	適用	備考
LAY	LIN					レイヤ	データ項目	図形区分			
301	302	ライン	千葉県独自	道路台帳	歩道計測線(右)	93	22	0			
302	303	ライン	千葉県独自	道路台帳	歩道植樹計測線(左)	93	23	0			
302	304	ライン	千葉県独自	道路台帳	歩道植樹計測線(右)	93	24	0			
303	307	ライン	千葉県独自	道路台帳	中央帯計測線 (植樹なし)	93	27	0			
303	308	ライン	千葉県独自	道路台帳	中央帯計測線 (列植樹あり)	93	28	0			
303	309	ライン	千葉県独自	道路台帳	中央帯計測線 (帯植樹あり)	93	29	0			
320	321	ライン	千葉県独自	道路台帳	側溝情報引き出し	93	30	0			
330	351	ライン	千葉県独自	道路台帳	区間番号連結線	93	31	0			
330	362	ライン	千葉県独自	道路台帳	区間属性連結線	93	32	0			
210	304	注記	千葉県独自	道路台帳	区間番号 (法面)	93	54	0	0100	法面がどの区間に属するか関係を取るために配置する。	
226	305	注記	千葉県独自	道路台帳	区間番号 (その他通行可)	93	55	0	0100	その他通行可がどの区間に属するか関係を取るために配置する。	
227	306	注記	千葉県独自	道路台帳	区間番号 (その他通行不可)	93	56	0	0100	その他通行不可がどの区間に属するか関係を取るために配置する。	
320	311	注記	千葉県独自	道路台帳	側溝注記 (左側)	93	61	0	0.50	側溝注記(属性用左側)	
320	312	注記	千葉県独自	道路台帳	側溝注記 (右側)	93	62	0	0.50	側溝注記(属性用右側)	

千葉県道路台帳整備実施要領 表現分類コード

NIGMAS		種別	区分	分類	名称	表現分類コード			表示イメージ	適用	備考
LAY	LIN					レイヤ	データ項目	図形区分			
301	313	注記	千葉県独自	道路台帳	歩道種別等（左側）	93	63	0	3. 2. 2	歩道等施設(左)、歩道等構造(左)、歩道等植樹施設(左) ※千葉県道路管理システムマニュアル18ページ	
301	314	注記	千葉県独自	道路台帳	歩道種別等（右側）	93	64	0	3. 2. 2	歩道等施設(右)、歩道等構造(右)、歩道等植樹施設(右) ※千葉県道路管理システムマニュアル18ページ	
302	315	注記	千葉県独自	道路台帳	歩道植樹帯属性（左側）	93	65	0	L	歩道植樹(左右区分)	
302	316	注記	千葉県独自	道路台帳	歩道植樹帯属性（右側）	93	66	0	R	歩道植樹(左右区分)	
223	317	注記	千葉県独自	道路台帳	環境施設帯属性（左側）	93	67	0	L	環境帯施設(左右区分)	
223	318	注記	千葉県独自	道路台帳	環境施設帯属性（右側）	93	68	0	R	環境帯施設(左右区分)	
330	361	注記	千葉県独自	道路台帳	区間属性（図面一部1）	93	69	0	2. 12101. 3014. 50301. 1. 2. 0. 1. 2. 3. 3	土木事務所コード、市町村コード、路線番号、図面番号、一般・有料区分、現道・旧道区分、関東ローム地域、沿道状況、都計・市街化区分、用途地域(左)、用途地域(右) ※千葉県道路管理システムマニュアル14ページ	
330	362	注記	千葉県独自	道路台帳	区間属性（図面一部2）	93	70	0	1. 1. 0. 2025. 9999; 2	バス路線、公安指定路線、緊急輸送路、異常気象時規制区間、告示：年度(西暦)、告示：番号、告示：分類 ※千葉県道路管理システムマニュアル15ページ	
330	363	注記	千葉県独自	道路台帳	区間属性（区間単位1）	93	71	0	0. 1. 3. 1. 0. 0. 1. 0000. 00. 000	路線分割、区間種別、路面種別、改良・未改良区分、交差状況、立体横断施設、自動車交通不能、交通量調査区間番号、曲線半径数値、縦断勾配数値(符号つき) ※千葉県道路管理システムマニュアル16ページ	
330	364	注記	千葉県独自	道路台帳	区間属性（区間単位2）	93	72	0	20250331. 4. 2. 2. 000. 0. 0	更新年月、更新事由、敷地所有者コード、車線数、個数判別、自歩道区分、ダブルウェイ区分 ※千葉県道路管理システムマニュアル17ページ	
0	82	シンボル	千葉県独自	道路台帳	方位	99	10	0			
254	86	ライン	千葉県独自	道路台帳	接図例（細線）	99	20	0		当該図郭外の接図線	
254	21	注記	千葉県独自	道路台帳	接図例番号	99	20	1	12345		
254	186	ライン	千葉県独自	道路台帳	接図例（太線）	99	21	0		当該図郭の接図線	

千葉県道路台帳整備実施要領 表現分類コード

NIGMAS		種別	区分	分類	名称	表現分類コード			表示イメージ	適用	備考
LAY	LIN					レイヤ	データ項目	図形区分			
0	87	ライン	千葉県独自	道路台帳	タイトルボックス	99	30	0			
0	22	注記	千葉県独自	道路台帳	タイトル等	99	30	1	千葉県土木部		
0	88	ライン	千葉県独自	道路台帳	グリットのティック	99	40	0			
0	23	注記	千葉県独自	道路台帳	グリッド数値	99	40	1	-38.80		
0	89	ライン	千葉県独自	道路台帳	接合線	99	80	0			
255	90	ライン	千葉県独自	道路台帳	図郭線	99	90	0			
0	199	ライン	千葉県独自	道路台帳	カットライン	99	91	0	